関係機関

Ⅰ　諫早市土地開発公社

1 概要

① 名称

諫早市土地開発公社

② 所在地

諫早市東小路町7番1号

③ 設立年月日

昭和40年10月15日

（昭和48年6月1日組織変更）

④ 業務の範囲

〇公共用地、公有地等の取得、造成、管理、処分等の業務

〇国・地方公共団体その他の公共的団体からの委託に基づく、土地の取得のあっせん、測量その他これらに類する業務

⑤ 出資金

500万円（全額諫早市出資）

⑥ 債務保証限度額

60億円

⑦ 借入金（令和7年度末）

17億8,393万円

⑧ 取引金融機関

市内銀行・農協等

Ⅱ　諫早市施設管理公社

1 概要

① 名称

一般財団法人　諫早市施設管理公社

② 所在地

諫早市高城町5番10号

③ 設立年月日

昭和63年3月1日

（昭和63年4月1日事業開始）

④ 財団法人から一般財団法人への移行

平成25年4月1日

⑤ 業務の内容

〇国、県、諫早市等が設置する施設の管理運営に関する業務

〇駐車場事業

〇その他公社の目的を達成するために必要な事業

⑥ 基本財産

500万円（全額諫早市出資）

2 事業実績（令和8年4月1日現在）

〇指定管理者の指定を受けて管理する施設

・諫早市新道福祉交流センター

・高城会館、つくば倶楽部

・西諫早ふれあい広場、長田いこいの広場、中央ふれあい広場、小栗ふれあい広場

・諫早市体育館、諫早市飯盛体育館、諫早市武道館、諫早市飯盛小島武道場

・諫早市ゲートボール場、諫早市弓道場、諫早市飯盛グラウンド、諫早市飯盛テニス場、諫早市飯盛相撲場、諫早市いいもり月の丘温泉

・コスモス花宇宙館

〇委託を受けて行う事業

・市政記者室管理、公用バス運行及び運行管理、男女共同参画推進センター管理、消費生活センター管理

〇駐車場事業

・西諫早駅前駐車場、諫早駅北駐車場、原口町駐車場、大草駅前駐車場

〇公益目的支出事業

Ⅲ 諫早市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

1 概要

⑴ 名称

社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会

⑵ 所在地

諫早市新道町948番地(諫早市社会福祉会館内)

⑶ 設立年月日

平成17年3月1日

⑷ 業務の内容

① 地域福祉活動

・地区社協運営の支援及び連携強化
・ふれあいいきいきサロン活動の支援
・子育てサロン活動の支援
・福祉協力員活動の支援
・高齢者等見守りネットワーク活動の支援
・地区懇談会、世代間交流活動の支援
・ふれあい食事サービス、ひとり暮らし高齢者の集いの支援
・諫早市社会福祉大会の開催
・福祉団体活動の支援及び連携
・福祉系大学との連携

② ボランティア活動

・諫早市ボランティアセンターの運営
・災害ボランティア講座の実施
・ボランティア研修会の開催、ボランティアの育成
・収集活動(使用済み切手・プルタブ)の実施
・諫早市ボランティア連絡協議会の活動支援

③ 福祉総合相談支援事業

・ふれあい福祉相談事業の実施
・生活福祉資金等貸付事業の受託運営
・諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業の実施
・日常生活自立支援事業の受託運営
・成年後見申立相談援助

④ 福祉教育推進事業

・生活援助事業の実施
・シニア美術手工芸作品展の開催
・障害者美術手工芸作品展(心の花展)の開催
・福祉体験学習の支援

⑤ 施設管理経営

・上山荘施設の運営、維持・管理
・諫早市社会福祉会館の指定管理・経営
・諫早市上山荘南館の指定管理・経営

⑥ 社会福祉団体活動への協力

・日本赤十字社長崎県支部諫早市地区の事業
・長崎県共同募金会諫早市支会の事業
・長崎県戦没者慰霊奉賛会諫早市支部の事業

Ⅳ　諫早市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、法律によって位置づけされた公益法人であり、健康で働く意欲ある高齢者が「自主・自立、共働・共助」の理念の下に地域に密着した仕事への就業を通じて、自らの生きがいづくりと社会参加をめざし、「活力ある地域社会づくり」を推進する団体です。

1　概要

⑴　名称

公益社団法人　諫早市シルバー人材センター

⑵　所在地

諫早市新道町948番地　諫早市社会福祉会館内

⑶　設立年月日

昭和61年6月27日

⑷　事業内容

○高年齢退職者の就業に関する情報の収集及び提供、高年齢退職者の就業に関する調査研究

○高年齢者の就業に関する相談

○臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢退職者のために、当該就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

○臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢退職者のために、職業紹介事業を行うこと。

○高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を目的とした講習を行うこと。

○前各号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就職に関し必要な業務を行うこと。